

特別養護老人ホームあじさいの郷

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長浜市指定 第 2590300238 号)

当施設は入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容について、契約上ご注意ください。このことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室等の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	6
7. 施設利用の留意事項	7
8. 緊急時及び事故発生時の対応について.....	8
9. 身体拘束について.....	8
10. 苦情の受付について.....	9

社会福祉法人 尊徳会

特別養護老人ホームあじさいの郷

〒529-0536 長浜市余呉町池原85

TEL 0749-86-4100

FAX 0749-86-4101

1. 施設経営法人

事業主体の名称	社会福祉法人 尊徳会		
代表者名	理 事 長 榊原 尊		
法人の所在地	郵便番号	5 2 9 - 0 7 2 1	
	住 所	滋賀県長浜市西浅井町大浦 1788-3	
	電話番号	0 7 4 9 - 8 9 - 1 6 8 9	
	FAX 番号	0 7 4 9 - 8 9 - 1 6 9 0	
設立年月日	平成 1 4 年 1 0 月 2 1 日		

2. ご利用施設

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
名 称	地域密着型特別養護老人ホーム あじさいの郷		
法人の所在地	郵便番号	5 2 9 - 0 5 3 6	
	住 所	滋賀県長浜市余呉町池原 8 5 番地	
	電話番号	0 7 4 9 - 8 6 - 4 1 0 0	
	FAX 番号	0 7 4 9 - 8 6 - 4 1 0 1	
指定番号	長浜市指定 第 2 5 9 0 3 0 0 2 3 8 号		
入所定員	2 9 名		
施設長	田中 清隆		
開設年月日	平成 2 8 年 1 1 月 1 日		

【当施設の運営方針】

- ・当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- ・当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたって施設サービスの提供に努めます。
- ・当施設は、少人数の家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居 室	2 9 室	3 ユニット
食 堂	3 室	1 ユニット 1 室
浴 室	3 室	1 ユニット 1 室
医務室	1 室	

☆居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況等

当施設では、入居者に対して指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	業 務 内 容
施設長（管理者）	1名	管理全般
生活相談員	1名	生活相談
介護支援専門員	1名	施設サービス計画作成
看護職員	2名	健康管理全般
嘱託医	1名	健康管理及び指導・相談
栄養士	1名	献立作成・衛生管理
調理員	3名	調理全般（委託）
機能訓練指導員	1名	機能訓練指導
介護職員	14名	介護全般

〈主な職種の勤務体制〉

施設長（管理者）	【日勤】	8:30～17:30
生活相談員	【日勤】	8:30～17:30
介護支援専門員	【日勤】	8:30～17:30
看護職員	【日勤】	8:30～17:30
嘱託医（非常勤）		月1回
栄養士	【日勤】	8:30～17:30
調理師	【日勤】	8:30～17:30
機能訓練指導員	【日勤】	8:30～17:30
介護職員	【早番】	7:00～16:00
	【日勤】	8:30～17:30
	【遅番】	13:00～22:00
	【夜勤】	22:00～7:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常介護負担割合証に応じた費用が介護保険から給付されます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、当施設の体制によりサービス利用負担金に変更があった場合は、負担額を変更します。

介護保険の対象とならない食費や居住費の費用がかかります。低所得の方のサービス利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられています。負担軽減を受けるためには、保険者への申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の生活習慣を尊重し、自分のペースで食事ができるよう十分な時間を確保します。
(基本的食事時間)

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

② 入浴

入浴は、各ユニットの家庭風呂で、お一人ずつゆっくり入浴して頂きます。
入浴できない時は清拭を行います。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師、看護職員による健康管理を行います。
- ・入所の際は、現在の主治医より、あじさいの郷の嘱託医に変更になります、入所までに在宅の主治医より当施設の嘱託医への紹介状を求め、健康管理を行ないます。
- ・一年に一度健康診断を行います。

◇サービス利用料金

【重要事項説明書別紙】

※居住費は、入院・外泊中もいただきます。その場合は、入院後6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）は料金表の区分に従い通常の負担限度額をいただきます。7日目以降は、介護保健負担限度額認定証に応じた居室料金をご負担していただきます。非該当の方は2,500円／日の居住費をご負担いただきます。

【入居者負担段階】

※負担段階は、収入等により4段階に区分されています。保険者に申請し「介護保険負担限度額認定証」を取得された方は、施設に提出してください。提出された月から有効になりますのでご注意ください。

入居者負担段階	対 象 者
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全体が市町村民税非課税の方
第2段階	・世帯全体が市町村民税非課税の方 ・本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①・②	・世帯全体が市町村民税非課税の方 ・第2段階に該当しない方
第4段階	・上記以外の方

(2) 利用料金のお支払方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し、請求書を送付いたしますので、翌月20日までにいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 口座自動引き落とし

ご利用できる金融機関 滋賀銀行・関西みらい銀行・長浜信用金庫・農協（滋賀県内）
大垣共立銀行
(毎月20日引き落としさせていただきます。定休日の際は翌日・若しくは翌々日)

② 下記指定口座への振込み

振込先：滋賀銀行 木之本支店 普通預金 No 493134
社会福祉法人尊徳会 理事長 榊原 尊
(振り込み手数料は利用者負担となります。)

※利用料支払いについては、入居者のご家族（身元引取り人）が責任を持って、支払っていただきます。

(3) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での、診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

長浜市立湖北病院	TEL：0749-82-3315
地域医療振興協会永原診療所	TEL：0749-89-0012

② 協力歯科医療機関

中之郷歯科診療所	TEL：0749-86-8120
----------	------------------

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に決めていません。従って、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援1・要支援2ならびに要介護1・要介護2と判定された場合 (特例有)② 事業者が解散した場合、破産又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合③ 施設の滅失重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ 入居者から退所の申し出があった場合⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 |
|---|

(1) 入居者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、入居者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 入居者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス事業者正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の入居者が身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約をしがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

入居者が当施設を退所する場合には、入居者の希望により、事業所は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助・必要書類の提示をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている入居者の共同生活の場としての安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持込の物

入所にあたり、日常生活に必要なもので本人が使い慣れているものや、本人縁のもの、写真など、部屋に置きたいものをご持参下さい。

他に電化製品等は持ち込み頂けませんが、入所時にご相談下さい。

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

上記以外の面会は、事前に職員にご相談下さい。

面会者は、その都度、備え付けの面会者名簿にご記入下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊される場合は事前にお申出下さい。また所定の外出・外泊届けにご記入下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を講ずることができるものとします。ただし、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

8. 緊急時及び事故発生時の対応について

入居者の健康状態が急変したときや事故が起こった場合は、速やかに医師へ連絡し必要な措置を講じます。また、家族や緊急連絡先へ連絡させていただきます。

9. 身体拘束・人権について

入居者又は他の入居者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対し、身体拘束や行動の制限は行いません。

- ・緊急やむを得なく実施する場合、施設内で検討後、拘束や制限の理由、内容、期間について家族及び入居者に対し説明を行い、同意書に記入して頂きます。
- ・身体拘束や行動制限の実施状況、経過を記録し家庭及び入居者に対し説明を行います。
- ・担当者によるカンファレンスを実施し、解除に向けた検討を行います。
- ・施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って処遇を行います。
- ・施設は、入居者の人権の養護、虐待の防止等の為、責任者を設置し、必要な体制整備を行います。又職員に対し、研修の機会を確保します

10. 災害対策について

(1) 避難訓練

施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施します。

(2) 風水害計画 及び災害訓練

施設は、風水害計画を策定し、災害訓練を実施します。

非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

(3) その他

非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

1 1. 苦情及び、個人情報相談の受付について

当施設における苦情及び個人情報 相談については、以下の専用窓口で受け付けます。

○受付担当者 生活相談員 北川 典道 ・介護支援専門員 前田 由佳

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

また、苦情受付として意見箱を玄関に設置しています。

○連絡先 電話番号 0749-86-4100

FAX 番号 0749-86-4101

○苦情解決責任者 施設長 田中 清隆

○苦情報告機関 運営推進委員

行政の機関その他苦情受付機関

長浜市介護保険課	所在地 : 長浜市八幡東町632 電話番号 : 0749-65-8252 FAX : 0749-64-1437
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 : 大津市中央4丁目5番9号 電話番号 : 077-522-2651 FAX : 077-522-2628
あんしん・なっとく委員会 (滋賀県運営適正化委員会) 設置主体: 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	所在地 : 草津市笠山7丁目8番138号 電話番号 : 077-567-3920 FAX : 077-567-3923

介護老人福祉施設サービスの内容について、入居者およびご家族等に対し、本書面に基づき重要事項及び重要事項別紙の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム あじさいの郷

施設長 田中 清隆 印

説明者 北川 典道 印

私は、本書面に基づいて事業者からの説明を受けました。

令和 年 月 日

入居者 住所

氏名 印

ご家族等 住所

氏名 印

利用者との続柄 ()